

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定によって、財政援助団体等監査の結果を次のとおり公表する。

令和3年2月9日

志賀町監査委員 野崎 豊昭  
志賀町監査委員 越後 敏明

### 財政援助団体等監査の結果について（公表）

#### 1 監査の対象

公の施設の指定管理者：志賀農業協同組合（以下「指定管理者」という。）

#### 2 監査の期間

令和3年1月29日（金）午前9時30分から午前11時20分まで

#### 3 監査の範囲及び方法

令和元年度（必要に応じて令和2年度を含む。）に執行された公の施設の管理に係る出納その他の事務について、指定管理者及び所管課から提出された資料をもとに説明を受け、質疑応答を交えながら実施した。また、指定管理施設の管理状況に係る現地視察を行った。

#### 4 監査の観点

- 施設が協定書に沿って適切に管理されているか。
- 利用料金収入や施設管理の収支に係る会計経理は適正に行われているか。
- 施設の財産、備品が適正に管理されているか。
- 指定管理者に対して、当該管理の業務及び経理の状況について報告を求め的確に把握し、必要に応じて実地の調査や指示が行われているか。
- 指定管理者に対する指導・監督は適切に行われているか。

#### 5 指定管理の概要

施設名	所在地	所管課	指定管理料
みちのえき 旬菜館	志賀町末吉新保向 10-2	農林水産課	2,000,000 円

## 6 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務が、協定書等に従い適切かつ効率的に執行されているかどうかを中心に監査を実施したが、おおむね適正に処理されていると認められた。

農産物直場所は、会員が農産物を出品し販売を行っているが、高齢化の影響による会員の減少や、出品商品の多くが午前中の陳列のため午後からは品薄となることから、販売額が減少傾向となっている。

また、施設は建設から 18 年経過しており、施設改修及び設備更新の費用が見込まれる。

当施設は近隣の同施設に比べ来店者が多く、その中でも地元の利用者が大半を占めている。限られた経営資源を継続して確保するため、会員及び利用者のニーズに合ったサービスの向上を図り、計画的に施設及び設備の整備を行い、近年続く、赤字経営の改善に務められたい。